

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
対応方針の基本事項						
	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りで確認した内容は、その後の対応作業につなげるため、振り返りの各項目についての対応方針まで記載し、ヒアリングの中で確認、又は、対応方針を社内ですべて確認し、その後コメントリストとして提出する方法で対応する。これにより、対応方針を具体化することで作業者の理解が進み、関係者が共通認識を持った上で対応していく。 ・対応することの目的を明確にすること、その目的を達成するために実施すべきことが明確になるよう、対応方針を整理する。対応すべき目的を踏まえ、対応の単位を念頭に分類して整理する。 ・本対応方針において、目的として各項目を設定し、その項目ごとに関係する指摘事項を集約し、複数の指摘事項をもとに、具体的に目的に対してどのような方針で対応していくかを記載する。 ・対応方針については、大きな項目として全体としてどのように対応していくのか、を示すものであることから、細かく項目を分けて示すことはしない。ただし、記載の修正等の内容については、留意事項等として整理する等で、反映事項を明確にするように対応する。 ・ヒアリングで議論した箇所の対応だけでなく、その他の資料に対し水平展開が必要かどうかを確認しながら資料作成を進める。 <p>→許可時のマスキングも踏まえ設計認でのマスキング箇所の適正化を図る。</p>	9月中旬のヒアリングで対応方針を説明し、以後継続。	—	2023/3/3	要	57
				2023/3/3	要	58
				2023/2/20	要	1
No.1 主な対応方針						
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水の要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等で示す事項を整理する。(共通1 2の資料2,3,4 関連) →No.2で具体的な整理内容を示す。 	9月下旬	共通1 2 (本文、全体の整理方針)と整合	2023/8/29	要	—
1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、評価等を示す項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等を整理する。(資料2 関連) →No.3で具体的な整理内容を示す。 	調整中(竜巻のSA/DBの整理を踏まえて説明)	共通1 2 (本文、全体の整理方針)と整合	2023/8/29	要	—
1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・共通1 2の作業を進める上で、事前に整理しておくべき事項を抽出し、論点を明確にして具体的な対応方針の考え方を説明する。 →No.4で具体的な整理内容を示す。 	9月下旬以降(個別に設定)	—	2023/8/29	要	—
1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・共通1 2以外に申請書記載方法に係る論点を整理し、説明すべき事項の順番と添付書類等の構成の整合について説明する。 →No.5で具体的な整理内容を示す。 	9月下旬以降(個別に設定)	—	2023/8/29	要	—
1-5	<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉の比較等により、説明すべき項目に抜け漏れが発生していないことを溢水00-01により原燃社内で整理し、確認する。 	—(社内で溢水00-01の整理を行い、申請書記載方法の方針で説明)	—	2023/8/29	要	—
No.2 溢水の要求事項を踏まえた構造設計等と解析、評価で示す事項の整理(共通1 2の資料2,3,4関連)						
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備(以下、防護すべき設備という。)並びに溢水対策設備に関して、共通1 2本文や以下の基本的な整理方針に基づき整理し、説明する。 →基本設計方針に対して、関連する添付書類等を参考に説明すべき設計項目を抽出して、資料3,4で構造設計等と解析、評価で示す事項のみ分けを整理したうえで、資料2で紐付ける。 →防護すべき設備の溢水影響に係る評価の基本方針については、「溢水源及び溢水量の設定」及び「溢水防護区画及び溢水経路の設定」並びにそれぞれの対策に関する説明すべき事項をシステム設計として資料3で示すとともに、「溢水影響評価」に係る評価条件等を資料4で示す。 →溢水源から除外する設備については、「解析、評価」に関する構造設計を資料3で示すとともに、「解析、評価」に係る条件等を資料4で示す。 →溢水対策設備については、設備の設計方針を踏まえてシステム設計等を資料3で示すとともに、「解析、評価」に係る条件等を資料4で示す。 	9月下旬(共通1 2の対応方針で説明)	共通1 2 (本文、全体の整理方針)と整合	2023/8/29	要	—
No.3 設計、評価等を示す項目に係る設計基準(DB)と重大事故(SA)で共通する構造設計等を整理						
3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・DBとSAの差異については、竜巻での整理(整理中)を踏まえて整理を行ったうえで、資料2に反映し説明グループを設定する。 	調整中(竜巻のDB/SAの整理を踏まえて説明)	共通1 2 (本文、全体の整理方針)と整合	2023/2/20	要	3
3-2	<ul style="list-style-type: none"> →SAの設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断を「溢水源及び溢水量の設定」に追加することと想定破損との説明すべき事項の違いを明確化して、共通する構造設計等を整理する。 		竜巻防護対策設備の設計の考え方の整理との整合	2023/3/14	要	3-1
3-3	<ul style="list-style-type: none"> →溢水評価(伝播モデル等)を説明する前段階として、DB溢水防護区画とSA溢水防護区画を合わせた区画図を示す。また、流入防止措置として期待する溢水対策設備のDBとSAの耐震性を考慮して溢水経路を設定する。 	10月下旬(共通1 2の補足説明)		2023/2/10	要	2 5

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
No.4 共通 1 2 の作業を進める上で、事前に整理しておくべき事項を抽出し、論点を明確にして具体の対応方針の考え方						
4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・評価する溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備の選定において、網羅的に設備を抽出するための対応方針を説明する。 →溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備の付属機器を網羅的に抽出するしゅみを整理中。 →流入・閉塞等の溢水による影響として確認する観点に不足がないことを確認する。 →単純な設備故障の有無でなく「安全機能の喪失（重大事故等対処設備においては、重大事故等への対処に必要な機能の喪失）」を確認すること及び静的機能と動的機能を明確に書き分けるなどの整理をしたことを説明する。 	10月上旬（補足説明）	<ul style="list-style-type: none"> 選定に関する方針を補足説明資料で整理したうえで、補足説明資料を資料 2 に紐づける。 評価する溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備の抽出結果を資料 1 に反映する。 	2023/2/20	要	13
4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・想定破損による溢水源及び溢水量を設定する際、同一系統内で破損形状（完全全周破断、貫通クラック、破損想定不要）が異なる場合など、想定する溢水源について整理する。 →溢水量の設定において、同一系統内で破損形状が異なる箇所が存在することから、共通 1 2 資料 3（別紙等）で区画毎の破損形状を説明する。 ・想定破損における溢水源除外配管に対する保守管理として、定期的な肉厚測定による減肉管理を行うことを説明する。 →想定する減肉事象について整理し、保守管理と併せて説明する。 	10月下旬（共通 1 2 の補足説明）	<ul style="list-style-type: none"> 資料 2 において、防護対象の溢水評価（想定破損による溢水源と溢水量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。また、溢水源除外とする設備に対する設計項目（構造設計及び評価）を明確にする。 資料 3 において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、想定破損による溢水源と溢水量の設定の具体を示す。また、構造設計の説明で、溢水源除外とする設備の具体を示す。 資料 4 において、想定破損による溢水源と溢水量の設定を含む溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。また、溢水源除外とする設備の評価の方法と条件の根拠等を示す説明する。 	2023/2/20	要	20 21 23
				2023/3/3		60
4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール・ピット等は、事業許可（DB/SA（本文八号 有効性評価含む））の設計要件（止水板及び蓋の設計条件とスロッシング評価の評価条件）と整合していることを説明する。 →スロッシング評価の評価条件として、実績のある解析プログラムを用いた三次元流動解析を用い、燃料貯蔵プール・ピット等の内部構造物による水の抵抗を考慮しないなど（燃料貯蔵プール・ピット等への戻りを考慮しないことを含む）のより厳しい結果を与える解析条件を設定することを説明する。 →DBにおける止水板及び蓋の設計条件として、スロッシング後の燃料貯蔵プール・ピット等の水位低下を考慮しても、燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持するため、適切な水温（65℃以下）及び遮蔽に必要な水位が維持できる設計とすることを説明する。 →SAにおける評価条件として、サイフォン位置までの水位低下後に、1.2Ss時のスロッシングによる溢水量を考慮した場合でも、「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処の有効性評価に用いる燃料貯蔵プール等の初期水位（通常水位-0.80m）に影響がないこと」を確認する。 →SA有効性評価における評価条件は、各条00に反映する。具体的な反映場所は、竜巻のSA/DBの整理を踏まえて整理する。 	10月中旬（補足説明）	<ul style="list-style-type: none"> DBとSAそれぞれの条文の資料 2 において、防護対象（燃料貯蔵プール・ピット等）のスロッシング評価に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確化する。また、対策設備となる蓋等に対する設計項目（構造設計、配置設計及び評価）を明確にする。 資料 3 において、防護対象（燃料貯蔵プール・ピット等）のスロッシング評価に係るシステム設計の説明で、スロッシング評価の具体を示す。また、構造設計及び配置設計の具体を示す。 資料 4 において、スロッシング評価の条件の根拠等を説明する。また、蓋等の耐震・強度評価の方法と条件の根拠等を示す。 	2023/2/20	不要	26 47

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
4-4	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外の溢水源の対象となる機器を網羅的に抽出し、溢水量の設定において、保守性を考慮した設定となっていることを説明する。 ➡屋外の溢水源の選定方針として、地下ピット又は地下タンクの開口の有無や防護すべき設備との距離を踏まえて選定する。 ➡屋外の溢水源は申請対象設備に含まれていない設備を含めて、共通 1 2 資料 2 に紐づけて補足説明資料で説明する。 ・屋外の溢水影響評価は、溢水00-01の原燃社内で整理し、発電炉との比較を行うことで説明項目に抜けがないことを確認する。 ・その他の溢水として、自然現象及び人為事象を過不足なく考慮することも併せて説明する。 	9月下旬（補足説明）	<p>資料 2 において、防護対象の溢水評価（屋外の溢水源及び溢水量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。</p> <p>また、申請対象設備に含まれていない設備に関する補足説明資料を資料 2 で紐づける。</p> <p>資料 3 において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、屋外の溢水源と溢水量の設定の具体を示す。</p> <p>資料 4 において、屋外の溢水源と溢水量の設定を含む溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/2/20	要	25 27 28 29 36 39
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンク等の破損による溢水に対して、局所評価の必要性について説明する。 ➡想定する要因及び損傷モードを考慮して、防護すべき設備を内包する建屋と屋外タンク等の配置を整理して説明する。 	9月下旬（補足説明）	<p>資料 2 において、防護対象の溢水評価（屋外の溢水源及び溢水量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。</p> <p>資料 3 において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、屋外の溢水源と溢水量の設定の具体を示す。</p> <p>資料 4 において、屋外の溢水源と溢水量の設定を含む溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/3/14		28-1
4-5	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水防護区画及び溢水経路の設定において、バウンダリとして考慮するものとしなものを整理して、記載を明確にする。 ・溢水経路としないために設置する溢水対策設備の設計要件を説明する。 ➡区画境界に対する要求事項を明確化するとともに、貫通部止水処置といった内部火災と重畳する境界に対する設計方針を明確化して説明する。 ➡点検・搬入等の作業で一定期間は溢水経路となるハッチ等の扱いについて整理する。 	10月中旬（補足説明）	<p>資料 2 において、防護対象の溢水評価（溢水防護区画及び溢水経路の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。また、貫通部止水等の対策設備に対する設計項目（構造設計及び評価）を明確にする。</p> <p>資料 3 において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、溢水防護区画及び溢水経路の設定（ハッチ等の開口の設定を含む）の具体を示す。また、対策設備に対する構造設計の説明で、内部火災と重畳する境界の貫通部止水の構造を示す。</p> <p>資料 4 において、溢水防護区画及び溢水経路の設定を含む溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。また、貫通部止水等の耐震・強度評価の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/2/20	要	14 30
	<ul style="list-style-type: none"> ➡保守セルブラグなどの耐震性について、整理して説明する。 	10月中旬（補足説明）	<p>整理結果を踏まえて、資料 2 ～ 4 への反映内容を整理する。</p>	2023/8/29	不要	—
					2023/2/10	不要

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
4-6	・管理区域外漏えいについて、設工認全体としての条文中で説明するのが整理する。 →閉じ込め条文と溢水条文の関係について、MOXでの整理を踏まえて方針を整理する。	10月上旬（補足説明）	整理結果を踏まえて、資料2～4への反映内容を整理する。	2023/2/20	不要	31
				2023/3/14		31-1
4-7	・SA設備の選定におけるアクセスルートについて、操作場所での操作の可否を考慮することを示す。 →操作弁及び接続口での操作は、初動確認後の操作までに要する時間を考慮した水位で操作できることを確認する。 ・SAアクセスルート（操作場所等含む）への、被水・蒸気漏えいに対する考え方を整理し、説明する。 →被水が発生していないアクセスルートを通行することを優先するが、被水が発生していてもアクセスは可能であることを説明する。また、被水が発生していない場所で操作することを説明する。 →対処時における蒸気漏えいは、地震起因で蒸気が漏えいしないように耐震評価をしているため考慮不要であることを説明する。	10月中旬（補足説明）	DBとSAそれぞれの条文中の資料2において、防護対象の溢水評価（アクセスルート、操作場所に対する評価を含む）に係る設計項目を明確にする。その際、DB,SAで共通する設計については説明グループで代表を示すとともに考え方を記載する。 DB,SAで共通する設計については、代表設備に対して資料3でシステム設計等を示す。DB,SAで共通しない設計については、DB,SA各々で資料3でシステム設計等を示す。 資料4において、資料3と同様の分類で評価の方法と条件の根拠等を示す。	2023/2/20	要	15
				2023/2/20		32
4-8	・地下水の流入に係る防護について、評価する上で期待する範囲を境界とした溢水防護建屋内への流入を防止する設計について説明する。 →境界の設定において、建屋外壁を境界とする場合と建屋内に境界を設定する（溢水防護建屋と洞道の開口部の閉止が困難）場合の考え方を説明する。 →建屋内に境界を設定する場合は、建屋内の一部に地下水の流入を許容して溢水評価を行う場合があるため、地下水の流入経路、流入想定量の算出方法、止水措置の設計方針を説明する。	10月下旬（共通12の補足説明）	資料2において、防護対象の溢水評価（地下水を考慮した溢水防護区画、溢水経路及び流入量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。また、対策設備となる堰等に対する設計項目（構造設計及び評価）を明確にする。 資料3において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、地下水を考慮した溢水防護区画、溢水経路及び流入量の設定の具体を示す。また、対策設備に対する構造設計の説明で、堰等の構造を示す。 資料4において、地下水を考慮した溢水防護区画、溢水経路及び流入量の設定を含む溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。また、堰等の耐震・強度評価の方法と条件の根拠等を示す。	2023/2/20	不要	38
				2023/2/22		45

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.	
4-9	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水対策設備のうち詳細設計を踏まえて採用しない設備とその理由を説明する。 →事業変更許可で示した溢水対策設備のうち、採用する設備と採用しない設備を明確化する。 →採用しない設備（ターミナルエンド防護カバー、蒸気防護板）について、その理由を説明する。 ・堰、防水扉、水密扉（水密ハッチ含む）の用途、使い分けについて整理して説明する。 	10月下旬（共通12の補足説明）	<p>資料2において、防護対象の溢水評価（防護設計方針を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。</p> <p>資料3において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、防護設計方針（堰等の使い分け）の具体を示す。</p> <p>資料4において、防護設計方針を踏まえた溢水評価の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/2/22	要	12 46	
	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい検知器及び液位計について、通常運転時の監視(廃液受槽の液位上昇等)や現場巡視による溢水の検知・隔離できることの妥当性を踏まえ、期待する設備とするか整理して説明する。 →溢水事象（想定破損、消火水等の放水、地震起因）毎に、検知手段を整理する。 →想定破損による溢水は、通常運転時の監視(廃液受槽の液位上昇等)で使用する計器や現場巡視の頻度と隔離時間の関係などを整理中。 →消火水等の放水による溢水は、手動操作により放水が開始される設備（消火栓、水噴霧消火設備及び連結散水）であり、漏えい検知器及び液位計による検知を期待していないことを説明する。 →地震起因による溢水は、地震計及び緊急遮断弁により、系統を隔離できる設計であり、漏えい検知器及び液位計による検知を期待していないことを説明する。 	10月中旬（補足説明）	<p>整理結果を踏まえて、資料2～4への反映内容を整理する。</p>	2023/2/22		34	
4-10	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水対策設備の設定根拠及び妥当性を説明する。 	10月下旬（共通12の補足説明）	<p>資料2において、対策設備に対する設計項目（システム設計、構造設計及び評価）を明確にする。</p> <p>資料3において、対策設備に係るシステム設計、構造設計の説明で、対策設備（遮断弁、防水扉、貫通部止水等）の具体を示す。</p> <p>資料4において、対策設備（防水扉等の漏えい試験、貫通部止水の漏えい試験と評価）の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/2/22	要	10	
	<ul style="list-style-type: none"> →自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器、蒸気遮断弁）の弁動作に係る応答遅れ等の根拠を説明する。 					33	
	<ul style="list-style-type: none"> →防水扉・水密扉の漏えい試験における試験時間（1時間）の設定根拠を説明する。 					49	
	<ul style="list-style-type: none"> →貫通部止水処置の複数のパターンの用途、使い分けを説明する。 →貫通部止水処置におけるシール材のうち、モルタルは漏えい試験の対象外であることを説明する。 					50 51	
4-11	<ul style="list-style-type: none"> ・溢水影響評価に用いる各種パラメータ等について、不確かさを含めて、総合的に保守的な設定としていることを説明する。 	10月下旬（共通12の補足説明）	<p>資料2において、防護対象の溢水評価に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。</p> <p>資料3において、防護対象の溢水評価に係るシステム設計の説明で、没水影響評価、蒸気影響評価の具体を示す。</p> <p>資料4において、没水影響評価、蒸気影響評価の方法と条件の根拠等を示す。</p>	2023/2/22	要	24	
	<ul style="list-style-type: none"> →没水影響評価の溢水水位の算出に関する床勾配の考慮の妥当性について説明する。 					35	
	<ul style="list-style-type: none"> →被水影響評価において、溢水源と防護対象が同一区画内にある時、障害物を期待することの考え方及び妥当性並びに障害物に対する要求事項及び管理方法を明確にして説明する。 					40	
	<ul style="list-style-type: none"> →評価に用いる数値については、防護すべき設備への溢水影響が大きくなるように端数処理を行うこと、また、端数処理を行う桁については、評価で比較する算出値の有効桁数を考慮して設定していることを説明する。 					44	
	<ul style="list-style-type: none"> →蒸気影響評価に用いる漏えい量の算出について、各種パラメータを整理して、保守的な設定としていることを説明する。 →蒸気曝露試験における空調条件の設定において、発電炉と差異がある理由を説明する。 →蒸気曝露試験において、試験温度に対応した「圧力」を考慮している旨を明確にして説明する。 					2023/2/22	22 42 43
						2023/2/10	41

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
No.5 共通 1 2 以外に申請書記載方法に係る論点を整理し、説明すべき事項の順番と添付書類等の構成の整合 並びに発電炉との比較						
5-1	・溢水00-01別紙4全般において、再処理施設と発電炉との設計の差異を整理し、妥当性を確認する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/20	不要	4
5-2	・申請書の記載方法について、説明すべき事項の順番及び添付書類等の構成を整理する。 →説明すべき事項に関して申請書/補足説明資料のどこで何を説明するのか整理する。 →設計プロセスに合わせた申請書構成とする。（溢水評価結果を示す添付書類は、一番後ろに移動する） →溢水源除外の評価方針を説明する際に6条の耐震との添付書類上のすみ分けを申請書の構成について体系的に説明にする。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/22	要	6 7 18
5-3	・申請書の記載において、記載の明確化や拡充が必要な箇所について、適正化を行う。 →防護対象の設備と防護する設備それぞれに対しての意味合いを明確にするため、表現を見直して説明する。	調整中（溢水00-01）	—	2023/2/22	要	8
	→溢水防護板に対する設計要件として、主要部材に不燃性・難燃性材料を適用しているため、添付書類にその旨を明確化する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	添付書類に被水防護板の材料に関する設計要件を追加したうえで、資料3の構造設計の説明で、被水防護板の具体を示す。	2023/2/10	要	11
	→被水及び蒸気影響評価の判定基準、結果について、判定基準の記載の明確化や評価結果の示し方を整理する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/22	要	16
				2023/2/22	不要	17
	→溢水対策設備の要求機能を踏まえ分類（溢水伝播を防止する設備又は溢水量を低減する設備）を整理して、説明する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/20	要	19
				2023/2/22		48
				2023/3/3		59
	→溢水防護板の構造概要図において、溢水源や防護対象設備の位置関係を明確にして、必要な情報を図示する。 →温度検出器（測温抵抗体）の構造概要図中の部位（端子部）の注釈を明記する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/22	要	52
			2023/2/22	不要	53	
→地震計に係る設計方針を添付書類に追記する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	添付書類に地震計に係る設計方針を追加したうえで、資料3のシステム設計の説明で、緊急遮断弁の具体を示す。	2023/2/22	不要	54	
・使用している数値・計算式について、全体を確認し、根拠を明確化して、記載する。	調整中（溢水00-01 別紙4）	—	2023/2/10	要	55 56	

溢水による損傷の防止等に係る対応方針

No.	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関連性	ヒアリング	13条反映	No.
No.6 化学薬品の漏えいに関する対応方針と溢水との関連の整理						
6-1	・化学薬品の漏えい評価においては、防護設計として漏えい源の除外を基本方針とすることを説明する。 →基本方針に沿った対応の結果として、想定破損及び地震起因による漏えい箇所が存在することを説明する。	調整中（薬品00-01 別紙4-1）	—	2023/2/10	—	薬1
				2023/3/3	—	薬4 薬6
6-2	・化学薬品対策設備について、詳細設計を踏まえて採用しなかった設備と、これに伴い溢水対策設備と兼用がないことを説明する。	10月下旬（共通12の補足説明）	No.4-10と同様に整理する。	2023/2/10	—	薬2
6-3	・化学薬品についても、評価対象設備の選定において網羅的に設備を抽出するための対応方針を説明する。 →単純な設備故障の有無ではなく、「安全機能の喪失」を確認する整理を行ったことを説明する。	10月上旬（補足説明）	No.4-1と同様に整理する。	2023/3/3	—	薬3
6-4	・想定破損における漏えい源除外配管に対する保守管理として、定期的な肉厚測定による減肉管理を行うことを説明する。 →説明に当たっては、想定する減肉事象や対象全体からの代表の選定についても併せて考え方を示す。（溢水と同等）	10月下旬（共通12の補足説明）	No.4-2と同様に整理する。	2023/3/3	—	薬5
6-5	・洞道内の化学薬品の漏えい評価において、想定する漏えい源及び漏えい量から、接続する建屋に化学薬品が流入しないことを説明する。	10月下旬（共通12の補足説明）	資料2において、防護対象の化学薬品の漏えい評価（洞道内の漏えい源及び漏えい量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。 資料3において、防護対象の化学薬品の漏えい評価に係るシステム設計の説明で、洞道内の漏えい源と漏えい量の設定の具体を示す。 資料4において、洞道内の漏えい源と漏えい量の設定を含む化学薬品の漏えい評価の方法と条件の根拠等を示す。	2023/3/3	—	薬7
6-6	・化学薬品の漏えいにおけるアクセス通路部に対する考慮は、漏えいした化学薬品に対応した防護具の装着以外は溢水と同等であることを説明する。	10月中旬（補足説明）	No.4-7と同様に整理する。	2023/3/3	—	薬8
6-7	・屋外の化学薬品の漏えい評価方法について、溢水との差異を整理して説明する。 →考慮する漏えい源の差異により、漏えい液位の算出方法が異なることを説明する。	10月下旬（共通12の補足説明）	資料2において、防護対象の化学薬品の漏えい評価（屋外の漏えい源及び漏えい量の設定を含む）に対する設計項目（システム設計及び評価）を明確にする。 資料3において、防護対象の化学薬品の漏えい評価に係るシステム設計の説明で、屋外の漏えい源と漏えい量の設定の具体を示す。 資料4において、屋外の漏えい源と漏えい量の設定を含む化学薬品の漏えい評価の方法と条件の根拠等を示す。	2023/3/3	—	薬9 薬10